

○宜野湾市簡易専用水道取扱規程

平成 25 年 4 月 1 日
水道局管理規程第 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 3 条第 7 項に定める簡易専用水道の管理を適正に行うために必要な事項を定め、衛生的で安全な水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(規制の対象)

第 2 条 簡易専用水道とは、次のとおりとする。

- (1)宜野湾市上下水道事業管理者(以下「事業管理者」という。)から供給を受ける水のみを水源とするものであること。
- (2)事業管理者から水の供給を受けるために設けられる水槽(以下「受水槽」という。)の有効容量が 10 立方メートルを超えるものであること。なお、有効容量とは、受水槽において適正に利用されることが可能な容量であって、受水槽の最高水位と最低水位との間に貯留される水量をいう。
- (3)受水槽が 2 槽以上ある場合で、それぞれの受水槽が給水管により相互に連結されているものにあつては、各槽の有効容量の合計が前号の基準に該当するものであること。
- (4)消防用設備等として設置されるもの及び事業所に設置されるものであつて、全く飲用に供されることのないものは、除かれるものであること。

(届出事項)

第 3 条 簡易専用水道を設置しようとする者、又は設置している者(以下「設置者」という。)は、次の事項を事業管理者に届け出ること。

- 2 簡易専用水道を設置するときは、様式第 1 号によりその工事に着手しようとする日の 30 日前までに届け出ること。
- 3 簡易専用水道を設置し、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ水質検査及び施設検査を行い、様式第 2 号により給水を開始しようとする日の前日までに届け出ること。
 - (1)水質検査は、当該給水栓において建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 2 号)第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる項目及び消毒の残留効果について行うものとする。
 - (2)施設検査は、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 129 条の 2 の 4 に定める設備基準のうち給水に係るものに適合するかどうかの検査を行うものとする。
- 4 届出事項の内容を変更するときは、様式第 3 号により変更の工事をしようとする日の 30 日前までに届け出ること。ただし、工事を伴わない変更の場合については変更後 30 日以

内に届け出ること。

- 5 簡易専用水道を廃止したときは、様式第4号により廃止後30日以内に届け出ること。

(設置届出等の受理及び衛生指導)

第4条 事業管理者は、前条第1項に定める届出を受理したときは、簡易専用水道台帳(様式第5号)に記載するとともに、前条第2項以下の各項に定める届出を受理したときは必要に応じ衛生指導を行うこと。

(廃止届出のないときの台帳削除)

第4条の2 事業管理者は、簡易専用水道が存在しなくなったにもかかわらず、設置者の所在不明により第3条第5項の届出がなされていないときは、様式第6号により施設状況を確認後、廃止することができる。

(設置者の管理義務)

第5条 簡易専用水道の設置者は、供給する水の安全衛生を確保するため次の管理義務を負うものであること。

- 2 受水槽その他の水槽(以下「水槽」という。)の掃除を毎年1回以上定期的に行うこと。水槽の掃除は建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)第12条の2第1項に基づき同項第5号の登録を受けたものの活用を図る等により行うこと。なお、消防用と供用されている簡易専用水道の水槽の掃除に当たっては、あらかじめ所轄消防機関に連絡する等、不測の事態に対する配慮を行うこと。
- 3 水槽の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないように定期的に点検を行い、欠陥を発見したときは速やかに改善の措置を講ずること。その他、地震・大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも速やかに点検を行うこと。
- 4 給水栓における水の色・濁り・臭い・味等の外観に注意し、異常があるときには、水質検査を実施しその安全性の確認を行い必要な措置を講ずること。なお、結果については毎日記録しておくこと。
- 5 給水栓における水が遊離残留塩素を $0.1\text{mg}/1$ (結合残留塩素の場合は $0.4\text{m}/1$)以上保持するよう努めるとともに定期的(週1回以上)に残留塩素を測定すること。
- 6 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときには、給水を停止し、そ

の旨を利用者等に周知徹底させること。

7 前各項の管理状況を記録する帳簿を備え、これを記録し、3年間保存すること。

(管理者の選任)

第6条 前条に定める管理に当たっては、設置者自ら行うように努めるものとし、やむを得ない場合は、当該簡易専用水道の管理を担当させるための管理者を選任し、適正な管理がおこなわれるようにすること。

(管理状況の検査)

第7条 設置者は、当該簡易専用水道の管理について毎年1回以上定期的に法第34条の2第2項の規定による厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録検査機関」という。)へ依頼して次の検査を実施させること。また、検査結果を事業管理者へ報告すること。ただし、登録検査機関が設置者に代わって報告する場合は除く。

2 検査は、簡易専用水道の設置場所において行うものとし、検査の項目は次の各号に定める項目とする。

(1)簡易専用水道に係る施設及びその管理状態に関する検査

- ア 水槽その他簡易専用水道に係る施設の中に汚水等の衛生上有害なものが混入するおそれの有無についての検査
- イ 水槽及びその周辺の清潔の保持についての検査
- ウ 水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な物の有無についての検査

(2)給水栓における水質の検査

- ア 臭気、味、色及び濁りに関する検査
- イ 残留塩素の有無についての検査

(3)書類の整理等に関する検査

- ア 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面の整備状況の検査
- イ 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図の整備状況の検査
- ウ 水槽の掃除の記録の検査
- エ その他の管理についての記録の検査

(検査に当たっての留意事項)

第8条 前条の検査に当たっては、次の点に留意するものとする。

2 検査は、設置者の依頼により実施するが、検査を効率的に行うため、設置者はあらかじめ

め関係者等に対し検査日時等の周知徹底を期すること。

- 3 検査は、設置者あるいは管理者の立会いのもとに行うこと。
- 4 検査は、清潔な作業服を着用する等衛生的な配慮のもとに行うこと。
- 5 検査に際しては、検査者は身分証を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示すること。

(建築物衛生法の適用がある簡易専用水道の検査)

第 9 条 建築物衛生法の適用がある簡易専用水道については、第 7 条及び前条の取扱いにかかわらず、次により検査を行うこと。

- 2 設置者は、管理状況を示す書類(様式第 7 号)を登録検査機関に提出し、書類検査を受けること。
- 3 提出書類は、建築物衛生法第 10 条に規定する帳簿台帳に基づき記入するものとする。
なお、記入に際し、設置者は建築物衛生法に基づく建築物環境衛生管理技術者の意見を聞くこと。
- 4 提出書類に添えて建築物衛生法第 10 条に規定する帳簿書類も登録検査機関に提出すること。

(検査後の措置)

第 10 条 登録検査機関は、第 7 条及び前条の検査の終了後、次の措置をとるものとする。

- 2 設置者に検査の結果を記載した検査済を証する書類を交付すること。
- 3 検査の結果、簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項を定める告示(平成 15 年厚生労働省告示第 262 号)の判定基準に適合しなかった事項がある場合には、設置者に対し、当該事項について速やかに対策を講ずるよう助言すること。
- 4 検査の結果、水の供給について特に衛生上問題があるとして次のいずれかに該当すると認められた施設については、設置者に対し、前項に掲げるもののほか、直ちに事業管理者にその旨を報告するよう助言を行うとともに、自らも設置者の同意を得て様式第 8 号により事業管理者へ報告すること。

(1)汚水層その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合

(2)水槽内に動物等の死骸がある場合

(3)給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合

(4)水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合

(5)マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合

(6)その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合

5 設置者は、次の処置を講ずるものとする。

(1)登録検査機関から、前項の助言を受けたときは、直ちに様式第8号により事業管理者へ報告するものとする。ただし、前項にて登録検査機関に同意を与えた場合は除く。

(報告及び指示等)

第11条 事業管理者は、必要があると認めるときは、法第39条第3項の規定により設置者から管理についての必要な報告を求め、又は職員に立入検査をさせることができる。

2 事業管理者は、簡易専用水道の管理が基準に適合していないと認めるときは、法第36条第3項の規定により、設置者に対して様式第9号により期間を定め清掃その他関係設備の補修等必要な措置を指示することができる。

3 事業管理者は、設置者が前項の規定による指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、法第37条の規定により給水の停止を命ずることができる。

(その他)

第12条 事業管理者は、簡易専用水道に該当しない、小規模受水槽(受水槽容量10立方メートル以下のもの。学校、旅館等公共性又は、利用頻度の高い施設は特に。)についても、本規程に準ずる管理を行うよう指導するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日水道局管規程第12号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月1日上下水道局管規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。